

議員提出第3号議案

雪谷地区における浸水対策のさらなる事業推進を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和7年10月10日

大田区議会議長 鈴木 隆之 様

提 出 者

えびさわ 圭介

大 橋 たけし

佐 藤 伸

犬 伏 秀 一

津 田 智 紀

雪谷地区における浸水対策のさらなる事業推進を求める意見書

東京都におかれては、区民の安全を守り、安心して快適な生活を支えるために、令和３年３月に「経営計画2021」を策定し、下水道管の再構築、水再生センター・ポンプ所の再構築、浸水対策、震災対策などにご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。これまでの取組により、大田区内においては、幹線等の下水道施設整備が徐々に進み、雪谷地区では雨水調整池が完成するとともに、洗足池増強幹線の整備が進められている。

しかしながら、去る令和７年９月11日に大田区では初めて「記録的短時間大雨情報」が発令され、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が記録された。

この短時間での大雨により大田区内において、住家と事業所の床上、床下浸水の被害が650件以上発生し、そのうち約半数の320件以上が雪谷地区において生じており、大田区内での浸水被害が窪地のある雪谷地区に集中していることを物語っている。これは、近年多発している短時間での大雨が従来の想定を超えるため、平時からの水害リスクに対する備えがいかに重要であることを示している。

このような中、地域の方々からは、大雨が降るたびに浸水に対する不安の声が数多く寄せられており、区や都に対してはさらなる事業の推進が求められている。

よって、大田区議会は、今回の雪谷地区における浸水被害を十分に検証し、当地区における浸水対策の早期完成を目指して取り組むとともに、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりが推進されるよう、東京都に対して下記事項を強く要望する。

記

- 1 雪谷地区の浸水対策を早期に完成させること。また、これに併せて必要に応じて地域住民に対して説明の機会を設けること。
- 2 雪谷地区の一時的な浸水被害を防止する観点から、雨水浸透施設等を設置することや一般住宅や店舗等に止水板を設置する助成制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年月日

東京都知事 宛

大田区議会議長名